

健康福祉審議会障害者分科会資料

令和 2 年 2 月 1 3 日

## 参考資料1

# 成果目標の新旧対照表

第 96 回 社会保障審議会障害者部会(R1.11.25)資料  
「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標  
及び活動指標について(概要)」より抜粋

※ 都道府県で設定する成果目標を含んでいます。

(参考)

## 成果目標の新旧対照表

(新)	(旧)
<b>施設入所者の地域生活への移行</b>	<b>施設入所者の地域生活への移行</b>
<b>【地域生活移行者の増加】</b> 令和元年度末時点の施設入所者の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行する。	<b>【地域生活移行者の増加】</b> 平成28年度末時点の施設入所者の <u>9%以上</u> が地域生活へ移行する。
<b>【施設入所者の削減】</b> 令和元年度末時点の施設入所者数から <u>1.6%以上</u> 削減する。	<b>【施設入所者の削減】</b> 平成28年度末時点の施設入所者数から <u>2%以上</u> 削減する。
<b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>	<b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>
<b>【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】</b> 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇	<b>【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】</b> 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。
<b>【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】</b> 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。	<b>【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】</b> 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。
<b>【精神病床における早期退院率】</b> ・入院後3か月時点の退院率を <u>69%以上</u> とする。 ・入院後6か月時点の退院率を <u>86%以上</u> とする。 ・入院後1年時点の退院率を <u>92%以上</u> とする。	<b>【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】</b> 平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。
	<b>【精神病床における早期退院率】</b> ・入院後3か月時点の退院率を <u>69%以上</u> とする。 ・入院後6か月時点の退院率を <u>84%以上</u> とする。 ・入院後1年時点の退院率を <u>90%以上</u> とする。
<b>障害者の地域生活の支援</b>	<b>障害者の地域生活の支援</b>
<b>【地域生活支援拠点等における機能の充実】</b> 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。	<b>【地域生活支援拠点の整備】</b> 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

(参考)

## 成果目標の新旧対照表

(新)

### 福祉施設から一般就労への移行等

- 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
  - 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
  - 令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上とする。
  - 令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上とする。
  - 令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上とする。
- 【職場定着率の増加】
  - 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
  - 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

### 障害児支援の提供体制の整備等

- 【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】
  - 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
  - 令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。
  - すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】  
各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。
- 【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】  
令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。(市町村は圏域での設置も可)。

### 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- 【障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築】  
障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築する。

(旧)

### 福祉施設から一般就労への移行等

- 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】  
平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。
- 【就労移行支援事業の利用者の増加】  
平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。
- 【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】  
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 【職場定着率の増加】  
就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

### 障害児支援の提供体制の整備等

- 【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】
  - 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
  - すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】  
各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。
- 【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】  
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)。